支部運営規則 錯体化学若手の会

(目的)

第1条 この規則は、錯体化学会の部会である錯体化学若手の会(以下単に「本会」という。)規約第11条の規定による支部の設置及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(支部の所管)

第2条 本会規約第7条に従い、以下の支部を設置する。

- (1)北海道東北支部 (2)関東支部 (3)北陸支部 (4)中部東海支部 (5)近畿支部 (6)中国四国支部 (7)九州沖縄支部
- 2 前項に定める支部は、以下に定める所管地域をもつ
- (1)北海道東北支部・・・北海道、青森、秋田、山形、岩手、宮城、福島
- (2) 関東支部・・・茨城、群馬、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川
- (3) 北陸支部・・・新潟、富山、石川、福井
- (4)中部東海支部・・・長野、山梨、静岡、岐阜、愛知、三重
- (5) 近畿支部・・・滋賀、京都、兵庫、奈良、大阪、和歌山
- (6)中国四国支部・・・鳥取、島根、山口、岡山、広島、香川、愛媛、徳島、高知
- (7)九州沖縄支部・・・福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

(会員の支部所属)

第3条 本会の会員は、原則として、所属研究機関の所在地を基準として所管する支部に所属しなければならない。ただし、海外研究機関に所属する会員はその限りではない。

(支部の事業)

第4条 支部は、本会規約第4条(目的)に規定する目的を達成するため、本会規約第5条(行事)に規定する事業を自主的かつ積極的に行うものとする。

(支部の役員)

第5条 本会規約第11条に従い、支部に次の役員を置く。(1)支部世話人代表 1 名(2)支部世話人 若干 名。

- 2 支部役員は、その支部に所属する会員から自薦、他薦により推薦され、支部世話人会により承認される。
- 3 支部世話人代表は、原則として支部役員の互選により選任する。
- 4 第1項に掲げる役員の任期は毎年4月1日を始期とする1年とし、再選を妨げない。

また、役員の報酬については無報酬とする。

5 支部役員が会員資格を失った場合は原則として役員の職を辞することとする。ただし、支部役員の後任が定まっていない場合はその限りではない。

(支部役員の職務)

第6条 支部世話人代表は、本会の目的を達成するため、次の職務を遂行する。(1) 支部が独自に行なう行事の企画・実行管理(2)支部世話人に対する指示・伝達並びに意見調整(3)支部世話人の就任・退任の管理及び活動状況把握(4)支部会計の管理および記録の保管

- 2 支部世話人は、本会の目的を達成するため、支部代表を補佐し、本会事業への積極的な参加及び支部が実施する事業の遂行に当る。
- 3 支部役員は支部会員を代表して本会世話人会に参加する。

(支部の会議)

第7条 支部の会議は、支部世話人会とし、支部代表がこれを招集する。

- 2 支部世話人会は、第5条に規定する支部の役員の全員をもって構成し、支部代表が年間を通じて定期的に、又は必要に応じてこれを開催する。
- 3 支部世話人会の議長は、支部世話人代表がこれに当たる。

(議決事項の報告)

第8条 支部の会議において決議した事項は、支部世話人代表が遅滞なく本会事務 局に報告しなければならない。

2 支部の次年度の事業計画書及び収支決算書は、本会事務局の求めに応じて支部世話人代表が随時提出するものとする。

(支部の経費)

第9条 支部の経費は、原則として本会が負担するものとし、事務局会計担当を通じて 支出する。

(支部の会計)

第10条 支部の必要に応じ、支部独自の会計を持つことができる。

- 2 支部は、行事等の参加費を除いて、独自の一般会費を徴収することができない。
- 3 支部の会計については、本会規約第5章(会計)に定める規定を準用しなければならない。なお、事業年度終了時および本会事務局の要求があった時点で、保有する資産(現金・預金)に関する目録と収支報告書を遅滞なく提出しなければならない。

(準用規定)

第11条 この規定に定めがない事項については、本会規約の規定を準用し、規約に定めがない事項については、事務局の承認を得て施行する。

附則 この規則は平成28年4月1日から施行する。